

第1回緑化審議会 活用等のための調査方法の意見まとめ

平成30年度 第2回審議会
資料No.2

※ 各委員からの意見まとめ（第1回緑化審議会でだされた意見のまとめ）

★ 保全・活用方針策定に向けた考え方（第1回審議会での審議まとめ）

下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用計画を策定するにあたり、調査をし、価値を評価するという手順が必要。

調査しながら使っていく過程で活用計画につなげていく。また文化財の価値についても評価していく。

第1回に出された主な意見概要

NO	活用、調査方法等の意見概要
1	雨水の浸透実験。 雨水対策としての屋敷林の役割の調査・研究を行う。
2	環境学習の実施。 小学生を対象とした出張授業など。
3	落ち葉の堆肥化。 落ち葉の堆肥化からの物質循環に着目した調査。
4	樹木の位置の図面化。 ※屋敷林としての姿は現在ない。たとえば調査により、下草にも着目し、昔からの在来種が復活できるような環境づくりができる。生物多様性につながる。
5	実成木を育てるか伐採するか整理。 実生木なのか植栽しているものなのか判別するマニュアルの作成
6	剪定方法や外来種判別などのマニュアルの作成。
7	専門家による植生調査、生物調査 ※例えば、定期的にボランティアで更新し、5年10年後に専門家で更新というサイクルの構築をする。
8	屋敷林的(文化的)景観のひとつとしての価値の位置 ※屋敷林の景観は、人の生活によって成り立っている。それを構成する要素として建物、蔵が存在している。評価としては、建物としての評価が一つ、また、地域の歴史的な背景からの評価

第1回緑化審議会 活用等のための調査方法の意見まとめ

平成30年度 第2回審議会
資料No.2

※ 各委員からの意見まとめ（第1回緑化審議会でだされた意見のまとめ）

9	屋敷林としての記念物・名勝の指定・登録
10	建物等の必要性、価値の整理
11	建物の耐震診断や構造の補強
12	屋敷林の動植物の調査 ※昔からの層の土には、絶滅危惧種の種が保存されている(眠っている)場合もあり、他の公園では、木を切った際に発芽することもある。 樹木を更新しながら手を入れていくことで、もともとの在来種を増やし、より豊かな自然になっていく。 草地が減少しているので草地は虫、野鳥などの生態系を育む場として貴重である。
13	自然(動植物)のガイドを作成
14	小学生の環境学習の場、中高生の職場体験、奉仕活動体験の場
15	長期の植生管理計画。 ※雑木林が育ち過ぎている。 ※本来は生活しながら、木と共に生活していたはずなので、明るい屋敷林の姿に戻す必要がある。昔ながらの屋敷林にするには、萌芽更新などの作業も必要となるのではないか。
16	野草園の開放。 ※本来の屋敷林の姿が失われているところがあるので、屋敷林内をゾーンごとに元の姿に戻す作業が必要ではないか。
17	屋敷林の歴史文化を知ってもらうことにつなげる調査や研究。
18	建物、植物の有効活用。 他市の事例研究とが必要。
19	特別緑地保全地区の中にあるものを活用したワークショップの実施。
20	植栽について図面作成。 ※屋敷林としての本来の姿に戻すことが必要。
21	建物については、観光用に使用している事例研究。